

# 財団法人熊本県雇用環境整備協会 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人熊本県雇用環境整備協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を熊本市に置く。

(目的)

第3条 協会は、熊本県内において、雇用環境の整備・改善等を推進することにより、魅力ある雇用機会を創出し、もって地域の発展を担うべき、人材の確保・育成・定住促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 雇用に関する総合的情報提供に関する事業
- (2) 求人・求職者への相談・支援に関する事業
- (3) 職業観の醸成と就労後の定着促進に関する事業
- (4) 雇用に関する調査研究に関する事業
- (5) その他目的を達成するため必要な事業

## 第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 第4条に定める事業のうち、特定の事業に充てるため、基金を設けることができる。
- 3 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 協会の設立に際し基本財産として指定された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分等)

第7条 資産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、熊本県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、次のいずれかの方法により確実に保管しなければならない。

- (1) 郵便官署又は確実な金融機関への預託
- (2) 信託会社への信託
- (3) 国債、公債、又は元本回収の確実な有価証券の購入

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は運用財産から支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 協会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の前までに理事会の議決を経て、熊本県知事の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経て、熊本県知事の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 協会の事業報告、収支決算、財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表は、理事長が作成し、毎事業年度終了後3箇月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得、熊本県知事に提出しなければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。)

10人以上20人以内

(5) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。ただし、補欠の理事及び監事は理事長が委嘱し、次の評議員会に報告しなければならない。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、協会を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌握し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、理事長が欠けたとき並びに理事長の行為が民法第108条に違反するときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、協会の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(事務局)

第18条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第21条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分1以上又は監事から会議の目的を示して開催の要求があったとき。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には、速やかに理事会を招集しなければならない

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事長の専決処分)

第26条 理事長が理事会を招集するいとまがないと認めるときは、理事長は、その議決すべき事項（事業計画の変更を伴わない補正予算等の事項に限る。）を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、理事長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び委任表決者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員

第29条 協会に評議員を置く。

- 2 評議員の数は10人以上20人以内とする。
- 3 評議員は、協会の趣旨に賛同し、その運営に関して協力の申し出があった者の中から理事会で選任する。
- 4 評議員は、協会の運営について意見を述べることができる。

## 第6章 企画運営委員会

第30条 協会に企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会は、企画運営委員長及び企画運営委員10人以内をもって組織する。
- 3 企画運営委員長及び企画運営委員は理事長が委嘱する。
- 4 企画運営委員会は、第4条に規定する事業の企画運営について意見を述べることができる。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、熊本県知事の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、熊本県知事の許可を

得て、協会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

第33条 この寄附行為の施行に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則（平成3年11月20日許可）

- 1 この寄附行為は、熊本県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から平成4年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成5年6月30日までとする。

### 附 則（平成4年6月29日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則（平成6年6月20日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則（平成9年3月31日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則（平成9年7月14日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則（平成12年4月1日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則（平成15年12月22日認可）

この寄附行為は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。